

いきいき条例に基づく特定相談等の概要（平成30年度事例から抜粋）

|   | 分野    | 主な障害種別 | 相談種別（暫定） | 地域（市町村） | 相談者 | 相談概要                                                                                               | 対応・経過等                                                                                                                             | 相手方        | 連携先 |
|---|-------|--------|----------|---------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----|
| 1 | 教育    | 精神     | 不快の念     | 京都市     | 当事者 | 2015年9月に大学の聴講の申し込みをしたところ、教務課の年配の男性から、寮に住みたいからだろうか、障害者年金で暮らしていることをしっていて、ちゃんとした社会生活をしろとか、パワハラをいってくる。 | 大学の教務課を訪問し、聴講生の申し込み時のパワハラ発言は、不快の念の可能性あることを伝えたところ、当時の職員は誰も残っていないことから事実確認には時間がかかることが判明。本人に伝えたところ、大学側と調整したことに謝意を述べられ、相談を終了すると申し出があった。 | 教育機関       |     |
| 2 | 教育    | 難病     | 合理的配慮    | 精華町     | 家族  | 難病を発症、車いすでないと生活できないが、教室が2階にあり介助者がいないということで授業を受けさせてもらえない                                            | 広域相談員が学校に赴き、本人の意向と条例の趣旨を説明。職員が介助等を行うことによりこれまでどおりの通学ができることになった。また、保健所保健師を窓口としてこどもの相談にのっていく体制ができた。                                   | 教育機関       |     |
| 3 | 医療    | 肢体不自由  | 不快の念     | 京都市     | 当事者 | 母が病院に緊急入院をした時、付き添っていた私（車いす利用）に対して、脳外科の医師が「あなたはこんな体で看れないでしょう」と発言した。配慮のない対応に腹がたった。                   | 病院の医療相談室を訪問し事実確認。発言の事実は確認できなかった。結果を伝えたが相談者の意に添うものでなく調整不要とのことで相談終了。                                                                 | 医療機関       |     |
| 4 | その他   | その他    | その他      | 不明      | 当事者 | 親の介護をめぐる警察で執拗な取り調べを受けた。難病であるが相談にのってもらえるか。                                                          | 難病者も相談の対象（障害者）となるが、相談の内容は「障害を理由」としているかどうか要件となることを説明。今回の相談は法テラスに相談するといわれ対応終了。                                                       | その他事業所     |     |
| 5 | 労働・雇用 | 内部     | 合理的配慮    | 京都市     | 当事者 | 今の職場では、働きやすいので安心して「しんどい時は声かけてね」と言われているが、どこまでいいのかわからない。                                             | 相談者の思いを傾聴して、ジョブコーチの派遣について、今の職場を紹介したハローワークへ相談されるよう助言をして相談を終了とした。                                                                    | 自治体以外の公的機関 |     |